

304-237



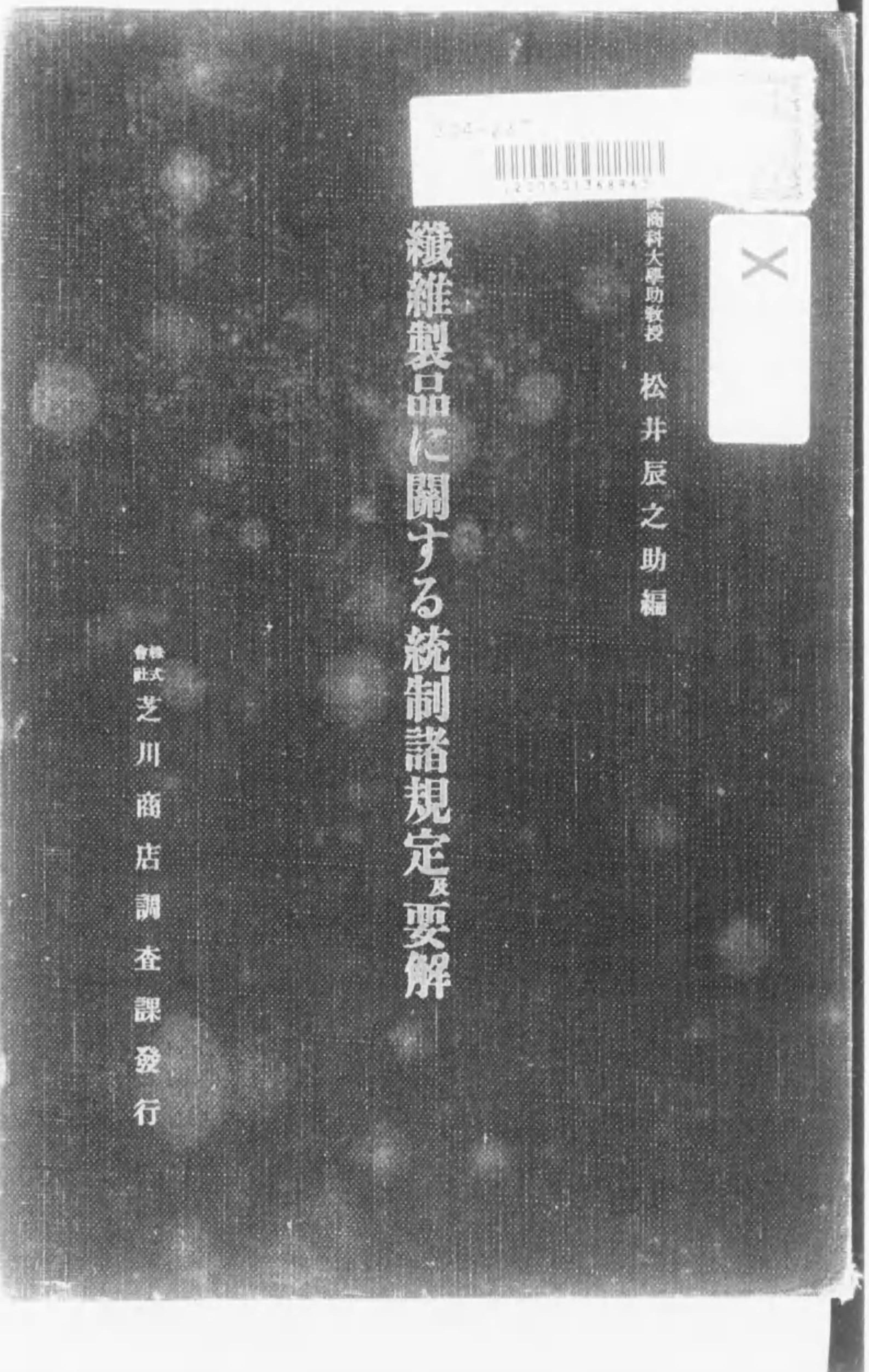
1200501368865

X 複写



始





株式会社  
芝川商店 調査課 発行

序に代へて

興亞の非常時に、わが聖戰の目的達成の爲め、國家が人的及物的資源を統制運用する根本指導原理が、私共國民の精神動員にあることは申す迄もありません。

この意味に於て私共産業人が、自肅自戒、國策に順應し、各々其の分野に於て、國家に寄與することは最も愉快なる義務でなければなりません。弊店が松井先生の本書を世に出します微意も亦茲に存します。

各位の御参考となり、御役に立ちましたならば誠に仕合せに存じます。

昭和十四年四月十日

株式會社芝川商店

大阪商科大學助教授 松井辰之助 編

織維製品に關する統制諸規定及要解



536

株式會社 芝川商店 調査課 発行

は し が さ

支那事變を動機とする經濟への統制以來、これが法令は相次いで累積し、いまや龐大な紙數にのぼつてゐる。業務の執行にあたつてこれら法令の参考が一日も忽せに出來ない今日の實務家にとつては、この龐大にして複雑な法令集を繰りひろげることは、相當に厄介なことゝおもはれる。編者自身もわが國統制經濟の研究に際して悩まされてゐる一人である。

この些やかな書物は、これら多忙な實務家のために、必要な事項の法令を、ほど遺漏なく一目瞭然と知悉せしめ、その全體を通観せしめるところに、法令の詳細内容を法令集について求めしめるための、手引として編纂したものである。大方の實務家にとつて、この要解書が聊かにても便宜を提供するならば幸甚である。

昭和十四年四月十日

大阪商科大學經營學研究室にて  
編 者 識

## この書の見方

一、本書は、總類において「物資<sup>並に</sup>織維一般に關する統制諸規定」を、第一類以下第七類までにおいて、「綿」「毛」「パルプ」「人絹」「ス・フ」「麻」「絹」それぞれに關する統制諸法規を並立的に收載した。

一、従つて、例へば、  
「綿」に關しては、「總類」と「第一類〔綿〕」とを、  
「毛」に關しては、「總類」と「第二類〔毛〕」とを、  
といふがごとく、それぞれ参照せられたい。

一、法令の内容を窺はむとする際は、本書を手懸りとして法令集を繙かれたい。  
一、本書の收錄法令は昭和十四年四月八日現在までの分を收む

## 目 次

總 類 物資 <sup>並に</sup> 織維一般に關する統制諸規定	一
第一類 綿に關する統制	九
第二類 毛に關する統制	二
第三類 パルプに關する統制	三
第四類 人絹に關する統制	四
第五類 ス・フに關する統制	五
第六類 麻に關する統制	六
第七類 絹に關する統制	七

## 細 目 次

### 總 類 物資並に纖維一般に關する統制諸規定

- |                       |     |
|-----------------------|-----|
| 第一 物資統制の基本的諸規定        | 一一一 |
| 甲 基本法律                | 一一一 |
| 乙 基本法律の運用上の諸規定        | 一一一 |
| 第二 基本法律に據る物資一般に關する諸規定 | 一二九 |
| 第三 基本法律に據る纖維一般に關する諸規定 | 一五二 |
| 第四 參考關係諸規定            | 六四二 |

### 第一類 編に關する統制

- |               |     |
|---------------|-----|
| 第一 輸出入に關する統制  | 一一一 |
| 第二 生産に關する統制   | 一一一 |
| 第三 國内配給に關する統制 | 一二九 |
| 第四 価格に關する統制   | 一五二 |
| 第五 統制團體       | 一七七 |

### 第二類 毛に關する統制

- |               |     |
|---------------|-----|
| 第一 輸出入に關する統制  | 一一一 |
| 第二 生産に關する統制   | 一一一 |
| 第三 國内配給に關する統制 | 一二三 |
| 第四 価格に關する統制   | 二五三 |
| 第五 統制團體       | 二七八 |

### 第三類 パルプに關する統制

- |               |    |
|---------------|----|
| 第一 輸出入に關する統制  | 二九 |
| 第二 生産に關する統制   | 二九 |
| 第三 國内配給に關する統制 | 二九 |
| 第四 価格に關する統制   | 二九 |
| 第五 統制團體       | 三〇 |

### 第四類 人絹に關する統制

- |               |    |
|---------------|----|
| 第一 輸出入に關する統制  | 三一 |
| 第二 生産に關する統制   | 三一 |
| 第三 國内配給に關する統制 | 三五 |
| 第四 価格に關する統制   | 三五 |
| 第五 統制團體       | 三七 |

### 第五類 ス・フに關する統制

- |               |    |
|---------------|----|
| 第一 輸出入に關する統制  | 三九 |
| 第二 生産に關する統制   | 三九 |
| 第三 國内配給に關する統制 | 四一 |
| 第四 価格に關する統制   | 四二 |
| 第五 統制團體       | 四三 |

### 第六類 麻に關する統制

- |              |    |
|--------------|----|
| 第一 輸出入に關する統制 | 四七 |
| 第二 生産に關する統制  | 五〇 |

第三	國內配給に關する統制	五三
第四	價格に關する統制	五〇
第五	統制團體	五一

## 第七類 紬に關する統制

第一	輸出入に關する統制	五七
第二	生産に關する統制	五三
第三	國內配給に關する統制	五四
第四	價格に關する統制	五五
第五	統制團體	五五

## 附 錄 統制經濟關係法規一覽

國家總動員法	五七
資金調整關係法規	五三
物資調整關係法規	五四
第一總則	五八
第二機器維持	五七
第三燃料屬料	五八
第四五金化學製品	五九
第五造船修理	六〇
第六その他物資	六一
物價調整關係法規	六二
貿易調整關係法規	六三
為替管理	六四
戰時稅制	六五

(目次)

# 總類 物資並に纖維一般に關する統制諸規定

## 第一、物資統制の基本的諸規定

### 甲、基 本 法 律

◎輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律 (謂ゆる臨時措置法)

昭和十二年九月十日法律第九十二號

施行期日 昭和十二年九月十日

昭和十三年五月二十四日法律第八十五號改正

本法は支那事變終了後一年内に廢止するもの

要旨

- 一 支那事變に關し國民經濟の運行確保のため  
指定物品の輸出または輸入の制限または禁止
- 二 輸入の制限その他の事由に因る需給調整
  - 1、製造に關する命令または制限
  - 2、配給、譲渡、または、消費に關する命令  
需給調整協議會の組織

### 乙、基本法律の運用上の諸規定

昭和十二年法律第九十二號第三條ノ規定ニ依ル職務執行ノ證業ニ關スル件 (臨時措置法に基く)

昭和十三年四月九日商工省令第十四號

施行期日 昭和十三年四月九日

昭和十二年法律第九十二號 (輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律) 第三條ノ規定ニ依ル職務執行ニ關スル件

(臨時措置法に基く)

一三工局第二〇四二號、昭和十三年五月三十日商工省工務局長通牒

- ◎需給調整協議會令——(臨時措置法に基く)  
昭和十三年五月二十四日勅令第三百六十六號  
施行期日——昭和十三年五月二十四日
- 需給調整協議會規則——(臨時措置法に基く)  
昭和十三年五月二十五日商工省令第二十六號  
施行期日——昭和十三年五月二十五日
- ◎臨時物資調整局官制  
昭和十三年五月七日勅令第三百二十四號  
施行期日——昭和十三年五月七日
- 臨時物資調整局分課規程  
昭和十三年五月九日より施行

## 第二、基本法律に據る物資一般に關する諸規定

### ◎臨時輸出入許可規則——(臨時措置法に基く)

昭和十二年十月十一日商工省令第二十三號  
施行期日——公布日

昭和十二年十一月六日商工省令第二十九號改正

昭和十二年十二月二十四日商工省令第三十三號改正

昭和十三年三月二十三日商工省令第十號改正

昭和十三年七月一日商工省令第四十七號改正

昭和十三年七月二十九日商工省令第六十九號改正

昭和十三年八月二十九日商工省令第七十七號改正

別表申號輸出制限品目中

羊毛、山羊毛、駱駝毛、毛又は毛入の屑もしくは故の纖維、屑織糸、屑糸、櫛縷。屑の綿纖維。  
苧麻、ラミー、黃麻、屑の麻纖維、麻織糸、麻糸、麻の櫛縷、故麻線、麻繩索、麻組紐、麻組繩等。

臨時輸出入許可規則第六、七條ニ依ル輸入並ニ輸出許可申請書書式

### ◎重要物資在庫數量調査規則——(臨時措置法に基く)

昭和十二年十一月二十二日商工省令第三十一號  
施行期日——昭和十二年十一月二十二日

適用品目中

人絹用パルプ(セロファン用を含む)

棉花

羊毛(ノイル及反毛を除く)

亞麻、苧麻、ラミー、マニラ麻、黃麻

調査票提出義務者

1、輸入業者

2、販賣業者(品目により資格條件を異にする)

3、それらを原料とする製造業者(同前)

### ◎輸出品原材料承認書交付規則

昭和十三年十二月二十九日商工省令第六號  
施行期日——昭和十四年一月十日

輸出品原材料ノ轉用阻止ニ關スル件——(臨時措置法に基く)

昭和十三年十二月二十九日商工省告示第三百七十五號  
施行期日——昭和十四年一月十日

### 輸出品用原材料承認書交付規則第三條第一項ノ規定ニ依ル物品指定ノ件

昭和十三年十二月二十九日商工省告示第三百七十五號  
施行期日——昭和十四年一月十日

物品販賣價格取締規則第一條ノ規定ニ依リ物品及年月日指定ニ關スル件

昭和十三年七月二十八日商工省告示第二百八號  
施行期日——公布日

昭和十三年七月二十八日商工省令第六十八號改正

昭和十三年十二月十三日商工省令第一百三號改正

昭和十三年七月九日商工省令第五十六號  
施行期日——公布日

昭和十三年七月二十八日商工省令第六十八號改正

昭和十三年七月二十八日商工省告示第二百八號  
施行期日——公布日

- 昭和十三年八月六日商工省告示第二百三十號改正  
 昭和十三年八月十九日商工省告示第二百四十五號改正  
 昭和十三年八月二十四日商工省告示第二百四十九號改正  
 昭和十三年九月三日商工省告示第二百五十八號改正  
 昭和十三年十月八日商工省告示第二百九十四號改正  
 昭和十三年十月十八日商工省告示第三百號改正  
 昭和十三年十二月二十七日商工省告示第三百六十一號改正  
 昭和十三年十二月十三日商工省告示第三百六十六號改正  
 昭和十四年三月四日商工省告示第四十七號  
**物品販賣價格取締規則施行ニ關スル取扱方ニ關スル件**  
 一三商第九三七九號昭和十三年七月九日商工省通牒  
**物品販賣價格取締規則第二條但書ノ規定ニ依ル場合指定ノ件**  
 昭和十三年十二月十三日商工省告示第三百六十一號  
**物品販賣價格取締規則中改正省令施行ニ關スル取扱方ニ關スル件**  
 一三商第一〇三七二號商務局長通牒

### 第三、基本法律に據る織維一般に關する諸規定

#### ◎ 織維工業設備ニ關スル件——(臨時措置法に基く)

昭和十三年二月十二日商工省令第五號

施行期日——昭和十三年二月十八日

要旨

綿、羊毛、人造絹糸、ス・フを原料とする糸、織物、または、莫大小の製造機械の新設、増設を爲さんとするものは地方長官の許可を要す。

#### ◎ 織維工業設備ニ關スル件第二項ニ依リ製造機械指定ニ關スル件

昭和十三年二月十二日商工省告示第三十二號

昭和十三年十二月十日商工省告示第三百五十八號改正

#### ◎ 織維工業設備ニ關スル件施行ニ關スル件

一三商第一〇三七二號商務局長通牒

#### ◎ 織維工業設備ニ關スル件施行ニ關スル件

一三工第一七〇二號昭和十三年二月十日商工省工務局長通牒

#### ◎ 各種織物ノ織維別種類ニ關スル件

一三工第二六四七號昭和十三年四月十二日商工省通牒

#### ◎ 絲配給統制規則——(臨時措置法に基く)

昭和十四年一月二十三日商工省令第七號

施行期日——昭和十四年二月一日

昭和十四年三月二十九日商工省令第十五號

要旨

1、綿絲配給統制規則は、罰則適用の點を除き、廢止す。  
 2、商工大臣指定の絲を原、材料とする製造工業者は、地方長官または商工大臣指定の統制團體の割當數量を超えて使用し得ず(開埠外輸出品製造のための場合はこの限りではない)。  
 3、地方長官または統制團體は工業者に割當數量に相當する割當票(切符)を交付する。  
 4、割當票(切符)引換に依らざる絲の賣買を禁ず。

#### ◎ 絲配給統制規則第一條第一項ノ規定ニ依ル絲指定ノ件

昭和十四年一月二十三日商工省告示第十號

昭和十四年三月二十九日商工省告示第六十三號

昭和十四年四月一日商工省告示第六十七號改正

既に指定されたる配給統制糸

綿糸

人造絹糸

毛糸(姑く紡毛糸等を除く)

#### ◎ 絲配給統則規制第一條第一項ノ規定ニ依ル團體指定ノ件

昭和十四年一月二十三日商工省告示第十一號

絲割當配給をなし得る統制團體

五

大日本紡績聯合會  
日本綿織物工業組合聯合會  
日本タオル工業組合聯合會  
大日本莫大小製造工業組合聯合會  
日本紡織物工業組合聯合會  
日本人造綢織物工業組合聯合會  
日本ス・フ織物工業組合聯合會  
大日本毛織物工業組合聯合會  
日本綱網工業組合聯合會  
日本麻織物工業組合聯合會  
日本綿雜品工業組合聯合會  
全國電線工業組合聯合會  
全國購買組合聯合會

昭和十四年一月二十三日現在にて以上十三團體。

外に、商業者を含む十四團體を加へ、合計二十七團體を委員として織維配給協議會を組織す。

## 第四、参考關係諸規定

### ◎ 物價委員會令

昭和十三年四月二十一日勅令第二百七十六號

施行期日——公布日

昭和十三年六月二十二日勅令第四百三十一號改正

### 地方物價委員會規則

昭和十四年二月二十八日勅令第三十六號改正

施行期日——物價委員會令施行日

### 物價調查委員令

昭和十三年八月九日勅令第五百八十二號

### 物價調查委員令施行ニ關スル件

施行期日——公布日

### 物價調査委員令施行ニ關スル件

昭和十三年八月十日商工省通牒

### ◎ 暴利ヲ得ルヲ目的トスル物品ノ賣買取締ニ關スル件——(謂ゆる暴利取締令)

大正六年九月一日農商務省令第二十號

昭和十二年八月三日商工省令第十號改正

施行期日——昭和十二年八月三日

昭和十二年十月二十六日商工省令第二十六號改正

昭和十三年七月十四日商工省令第五十九號改正

施行期日——昭和十三年七月十四日、但第一條ノニノ規定ハ七月十八日ヨリ之ヲ施行ス

### ◎ 暴利ヲ得ルヲ目的トスル物品ノ賣買取締省令ノ取扱方ノ件

昭和十二年八月十六日、商工、農林、内務連名通牒一二商第一三三〇號

# 第一類 綿に關する統制

## 第一、輸出入に關する統制

法 令

「臨時措置法」(前掲一頁参照)

「臨時輸出入許可規則」(前掲二頁参照)

輸出制限品中——屑の綿織維

「重要物資在庫數量調査規則」(前掲三頁参照)

調査票提出義務者——棉花輸入業者

「輸出綿製品配給統制規則」——(臨時措置法に基く)

昭和十三年六月三十日商工省令第四十號

昭和十三年七月二十一日商工省令第六十一號改正

昭和十三年八月二十五日商工省令第七十六號改正

昭和十三年十月七日商工省令第八十六號改正

昭和十四年三月四日商工省令第十四號改正

要 旨

一、輸出品またはその原・材料としての綿絲・綿織物の製造をなし得る者は紡績業者||別表中號

とす  
但し、甲號者が他人に委託製造せしめることは可

二、綿絲・綿織物の區別

1、そのまま、直ちに輸出品たるところの絲・織物||輸出品

2、輸出品の原・材料としての絲・織物||輸出品の原・材料

三、配給系統

1、輸出品としての絲・織物一般

イ、甲號→甲號





**リンク割當率**

- 1、糸 一定換算率に原棉を算定する
- 2、織物 一反當り原糸使用量を査定し、同様方法で原棉を算定する

**輸出義務期間**

- 綿 糸 二ヶ月以内  
綿 布 三ヶ月以内  
加工品 五ヶ月以内

**輸出相手國**

圓ブロック向輸出除外

**錦輪聯組合員の手持量**

綿糸布輸出組合聯合會所屬組合組合員は、綿糸——前月起算過去六ヶ月間の販賣數量の平均一ヶ月

分、綿織物——同じく平均二ヶ月分、以上の數量手持をなし得ず

**第一、生産に関する統制****法令**

「臨時措置法」(前掲一頁参照)

「重要物資在庫數量調査規則」(前掲三頁参照)

「調査票提出義務者——棉花を原料とする製造業者にして當時月額千斤以上を使用するもの

「織維工業設備ニ關スル件」(前掲四頁参照)

「織維工業設備ニ關スル件」(前掲四頁参照)

「織維工業設備ニ關スル件」(前掲五頁参照)

「各種織物ノ織維別種類ニ關スル件」(前掲五頁参照)

「綿製品ステープル・ファイバー等混用規則」

昭和十二年十二月二十七日商工省令第三十五號

実施期日——昭和十三年二月一日  
昭和十三年二月十日商工省令第四號改正  
昭和十三年五月十八日商工省令第二十三號改正  
昭和十三年六月二十九日商工省令第二百二十七號ニテ廢止

「綿製品ステープル・ファイバー等混用規則附則第三項但書ノ規定(附則第四項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ニ依ル鶴織物指定期」

「綿製品ステープル・ファイバー等混用規則第二條第三項ニ依ル鶴織物ノ件」

「綿製品ステープル・ファイバー等混用規則附則第二條第三項ニ依ル鶴織物ノ件」

「綿製品ステープル・ファイバー等混用規則附則第六十七號」

「綿製品ステープル・ファイバー等混用規則附則第三項但書ノ規定(附則第四項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ニ依ル鶴織物ニ關スル件」

「綿製品ステープル・ファイバー等混用規則附則第九十一號」

「綿製品ステープル・ファイバー等混用規則第一條ノ二ノ規定ニ依ル鶴織物ノ件」

「綿製品ステープル・ファイバー等混用規則附則第一條ノ二ノ規定ニ依ル鶴織物ノ件」

昭和十三年五月十八日商工省告示第百四十一號

昭和十三年六月二十九日商工省令第三十七號

実施期日——公布日

昭和十三年十一月十四日商工省令第九十四號改正

**「綿製品ノ製造制限ニ關スル件」**

昭和十三年六月二十九日商工省令第三十七號

実施期日——公布日

昭和十三年十一月十四日商工省令第九十四號改正

**「綿製品ノ製造制限ニ關スル件」**

昭和十三年六月二十九日商工省通牒一三調整第五十六號

要旨  
綿絲、綿織物、または、綿メリヤスは、純、ス・フ混用とともに、輸出品(圓ブロック向を除く)の外、  
製造することを得ず。  
但し、特別の事情により地方長官の許可を得たる場合を除く。この省令に伴ひ、「綿製品ステープ  
ル・ファイバー等混用規則」は廢止。  
本令施行の際の仕掛中のものは本令より除外。

**「綿製品ノ製造制限ニ關スル件」**

昭和十三年六月二十九日商工省通牒一三調整第五十六號

要旨  
軍需用品は、「綿製品の製造制限に關する件」第一項但書「特別の事情」によりその製造を許可す。

右の許可は、綿絲は紡聯の承認數量、綿織物および綿メリヤスは綿絲配給統制規則により商工大臣の指定團體が割當てたる數量を限り、これをなす。

仕掛中のものとは

綿絲——混綿以後の工程に在るもの

綿織物——整經以後の工程に在るもの

綿メリヤス——編成用原絲の巻返し以後の工程に在るもの

#### 「綿製品ノ加工制限ニ關スル件」

昭和十三年六月二十九日商工省令第三十八號

#### 「綿制品ノ加工制限ニ關スル件」

昭和十三年六月二十九日商工省通牒一三調整第五五號

#### 「綿製品ノ加工制限ニ關スル件」

一三調整第九一號昭和十三年七月十四日臨時物資調整局次長通牒

#### 「綿製品ノ加工制限ニ關スル件」

昭和十三年七月二十一日商工省令第六十二號

#### 「綿製品ノ加工制限ニ關スル件」

昭和十三年七月二十九日商工省令第七十號

#### 「綿製品ノ製造制限ニ關スル件」

一三調四部第一七七號昭和十三年七月十六日臨時物資調整局第四部長通牒

#### 「綿製品ノ販賣並ニ加工ノ制限ニ關スル兩省令ノ制限ニ拘ラズ販賣シ又ハ加工ヲ爲スコトヲ得ルノ件」

昭和十三年七月二十九日商工省令第七十七號

#### 「綿製品ノ製造制限ニ關スル件」

一三調四部第二四〇號昭和十三年八月二十三日臨時物資調整局第四部長通牒

#### 「綿製品ノ製造制限ニ關スル件」

一三調四部第三五一號昭和十三年九月二十六日臨時物資調整局第四部長通牒

#### 「綿製品ノ製造制限ニ關スル件」

一三調四部第四五一號昭和十三年十月十三日臨時物資調整局第四部長通牒

## 第二、國內配給に關する統制

#### 「綿配給統制規則」（前掲、五頁参照）

#### 「綿配給統制規則第一條第一項ノ規定ニ依ル綿指定ノ件」（前掲、五頁参照）

#### 「綿配給統制規則第一條第一項ノ規定ニ依ル團體指定ノ件」（前掲、五、六頁参照）

#### 「綿絲配給統制規則」

昭和十三年三月一日商工省令第六號

#### 「綿絲配給統制規則第一條第一項ノ規定ニ依ル團體指定ノ件」（前掲、五頁参照）

#### 「綿絲配給統制規則第一條第一項ノ規定ニ依ル團體指定ノ件」（前掲、五、六頁参照）

「綿絲配給統制規則第一條第一項ノ規定ニ依ル團體指定ノ件」（前掲、五頁参照）

昭和十三年三月一日商工省告示第三十九號

#### 「綿絲販賣價格取締規則」（臨時措置法に基く）

昭和十三年五月二十日商工省令第二十四號

施行期日——昭和十三年五月二十二日

昭和十四年一月九日商工省令第一號改正

#### 「綿絲販賣價格取締規則」（臨時措置法に基く）

昭和十三年五月二十日商工省令第二十九號

施行期日——昭和十三年六月二十九日

昭和十三年七月二十九日商工省令第七十一號改正

昭和十三年十一月十四日商工省令第九十五號改正

#### 要旨

綿絲、綿織物、綿メリヤス（すべてス・フ混用のものをも含む）は、小賣を除き、商工大臣の指定者



臣、小賣については地方長官の許可を受けたる場合を除く。

4、指定物品中、他の法令により最高販賣價格の定められたるものは、特に本則による旨の指定なき場合に限りその最高販賣價格による。

右の「1」によつて指定せられたる物品の中

綿絲、綿織物、綿メリヤス、綿絲を原料とする紐、繩、網、綱、布帛製品、衣類、衣類附屬品、ベルト及ホース。

指定年月日、昭和十三年六月二十八日(この指定は、「物品販賣價格取締規則第一條」による)

「物品販賣價格取締規則施行ニ關スル取扱方ニ關スル件」

昭和十三年七月九日商工省通牒一三商第九三七九號

「物品販賣價格取締規則第一條ノ規定ニ依ル物品及年月日指定ノ件」(前掲、四頁参照)

#### 適用品目中

##### 棉花

綿絲、綿布帛、その他の綿製品

綿製被服及身廻用細貨類

## 第五、統制團體

### 一、輸出入に關する主要統制團體

#### 棉花同業會

大日本紡績聯合會——紡聯

日本綿絲布輸出組合聯合會——綿輸聯

輸出綿製品配給統制規則による別表内號各團體

### 二、生産に關する主要統制團體

大日本紡績聯合會——紡聯

日本綿織物工業組合聯合會——綿工聯

日本輸出織物染色工業組合聯合會——染工聯

### 輸出綿製品配給統制規則による別表乙號に該當する各團體

#### 三、配給に關する主要統制團體

綿維配給協議會——昭和十四年一月十八日成立、委員團體二十七

絲配給統制に關する諸團體——昭和十四年一月二十三日現在、「紡聯」外、計十二團體

#### 依據法令

「絲配給統制規則」

「絲配給統制規則第一條第一項ノ規定ニ依ル絲指定ノ件」

「絲配給統制規則第一條第一項ノ規定ニ依ル團體指定ノ件」

#### 備考

(絲需給調整協議會(臨時措置法により昭和十三年六月十五日成立)と、併行的に、綿絲消費統制協議會存在したりしも、

昭和十四年一月十八日前掲の綿維配給協議會に改組さる。)

日本綿糸元賣商業組合

## 第二類 毛に關する統制

### 第一、輸出入に關する統制

法 令

「臨時措置法」（前掲一頁参照）

「臨時輸出入許可規則」（前掲二頁参照）

輸出制限品中——羊毛、山羊毛、駝駱毛、毛又は毛入の纖維屑、織糸、屑絲、檻樓。

「重要物資在庫數量調査規則」（前掲三頁参照）

調査票提出義務者——羊毛（ノイル及反毛を除く）輸入業者

統 制

羊毛リンク制

臨時輸出入許可規則に従つた同業者自治制

A、實施年月——十三年三月十五日。毛布リンク制は八月一日

B、リンク商品——輸出||毛製品（カード又はコームしたるもの、毛糸、毛織物、毛メリヤス及同製品

C、リンク制の性質——輸出先行||輸入権利制

個人リンク制（主體——毛糸紡績會社）

數量リンク制

1、カード又はコームしたる羊毛は百四十封度をもつて原毛一俵（三百封度）とす

2、毛糸は梳毛糸は百三十封度、紡毛糸は五百二十封度を原毛一俵とす

3、梳毛糸のみの毛織物、肩掛、襟巻は百五封度、経糸に梳毛糸のみを用ひ緯糸

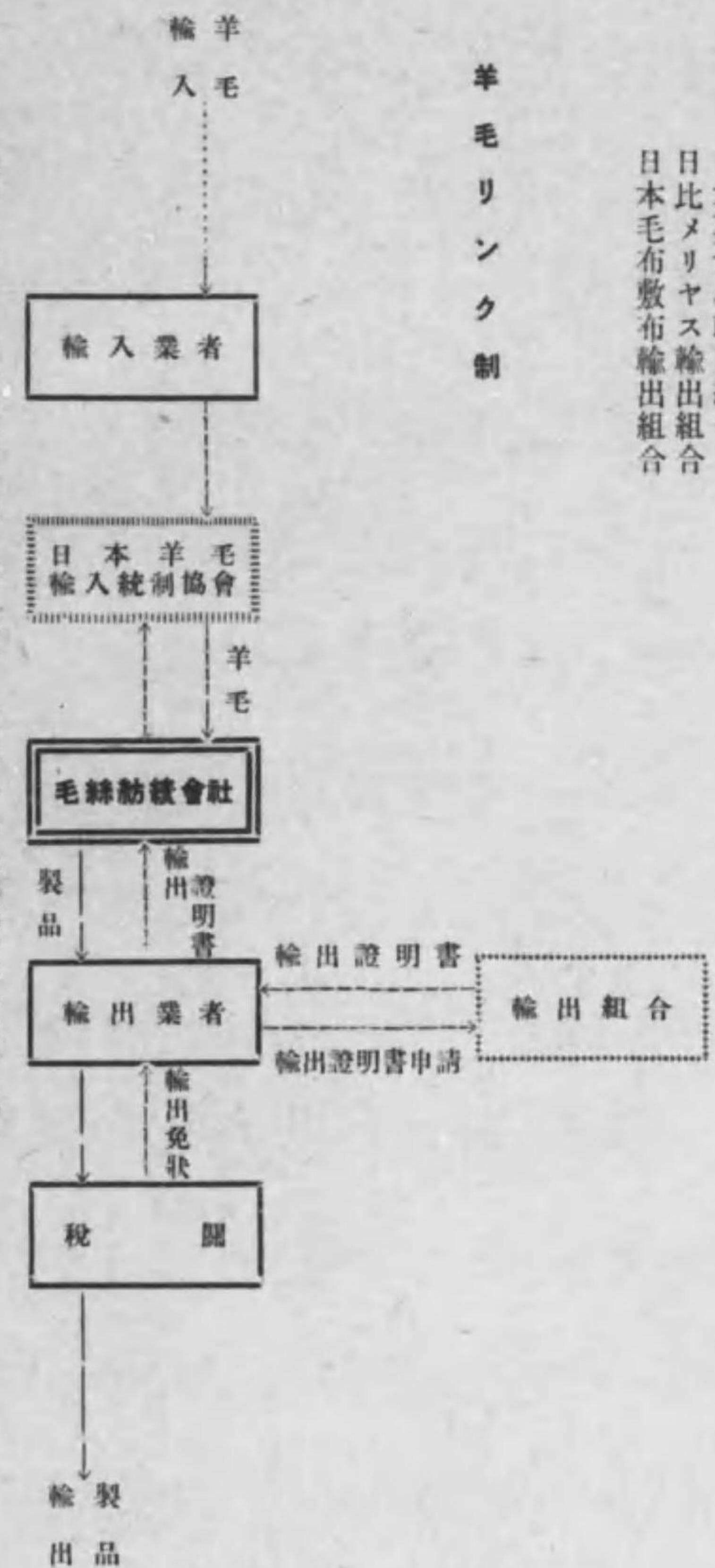
に紡毛糸を用ひた毛織物は百八十五封度、その他は二百十封度

4、梳毛糸のみを用ひたる毛メリヤス及び同製品（肩掛襟巻を除く）は九十五封度

5、毛布、膝掛、紡毛糸の肩掛、襟巻、毛メリヤス及同製品は百八十封度をもつ

てロツクス、クラツチング、ノイル、反毛、または、毛櫛襪一依とす

D、關係團體  
日本羊毛輸入統制協會  
日本毛糸輸出組合  
日本毛織物輸出組合  
日本莫大小輸出組合  
日比メリヤス輸出組合  
日本毛布敷布輸出組合



但しリンク主體は同様に毛糸紡績會社である。

## 第一、生産に関する統制

## 「重要物資在庫數量調查規則」（前揭三頁參照）

調查品目中——羊毛——有形及房產調查表提出義務者——常時月額千斤

「葉設備ニ關スル件」（前掲四頁参照）

「機械設備ニ關スル件第二項ニ依ル製造機械指定ニ關スル件」（前掲四頁参照）

本誌例「二關スル件施行」二關スル件】（前掲同頁参照）

物ノ纖維別種類ニ關スル件」（前掲五頁参照）

ステーブル・ファイバー等混用規則

十二年十月十一日商工省令第二十五號  
十二年十二月二十七日商工省令第三十四號改正

一三年七月八日商工省令第四十八號改正

日記  
昭和十三年七月十日

111

E、リンク手續  
1、リンク登

- 1、リンク發動の誘ひ水として十三年二月六萬俵、五月二萬俵の羊毛輸入許可
  - 2、輸出せし場合、輸出業者は輸出免狀により所屬組合から輸出證明書の交付を受け、三十日以内に毛糸紡績業者に交付
  - 3、毛糸紡績業者は輸出證明書の提示により羊毛輸入統制協會に原毛輸入許可を申出で、協會は紡績業者のために原毛輸入許可を申請す、但し、輸入は紡績業者自ら又は輸入業者を通じて行ふ
  - 4、見返り輸入許可原毛は一定期間内（十ヶ月、特別の場合の一ヶ月）内に製品として義務輸出すべきこと
  - 5、制裁規定——略

## 要旨

以下、すべて、輸出品(圓ブロウクを除く)または輸出品用原材料としての場合、および、地方長官の許可を得たる場合を除き、左の制限を受く

一、梳毛糸の太さの制限

メートル式番手にて左の通り製造を制限す

九番、十六番、二十番、三十番、三十二番、三十六番、四十八番、五十二番、六十番、六十四番、七十二番

二、梳毛糸の混紡

ス・フ等の、毛または綿以外の、纖維を重量割合にて次の割合にて混紡すること

五割、六割、七割、八割、九割

三、輸出品(圓ブロウクを除く)及びその原材料を除き、同様ス・フ等を二割以上を混紡のこと

毛織物、毛莫大小の混用

ス・フ等の混用割合

梳毛織物

毛織物

毛布、膝掛、肩掛け及襟巻

毛莫 大 小

其の他

毛織物

五割以上

三割以上

二割以上

三割以上

二割以上

五割以上

三割以上

二割以上

三割以上

梳毛織絲、メリヤス用毛絲——日本毛絲元賣卸商組經由  
手編毛絲——元賣……毛絲元賣卸商組第一部經由  
卸賣……日本手編毛絲卸商組經由 (但し、手編毛絲に限り自治配給、割當決定)

小賣……日本手編毛絲小賣商組經由 権者は未定

六、配給統制上、

梳毛絲工組(未設)……羊毛工業會中の梳毛絲紡績業者

紡毛絲工組聯(既設)……從來の會員以外に羊毛工業會中の紡毛絲紡績業者

「毛製品ステープル・ファイバー等混用規則」(前掲二三、二四頁参照)

要旨

輸出品または輸出品用原材料たる毛絲、毛織物、毛莫大小を、地方長官許可の場合を除き、圓プロ

ツク内に販賣し得ず

「毛櫛櫛配給統制規則」(臨時措置法に基く)

昭和十四年二月二十四日商工省令第十三號

施行期日——昭和十四年二月二十七日

要旨

一、本則に毛櫛櫛とは、羊毛、山羊毛、駱駝毛を重量割合五割以上を含む毛製品の櫛櫛または屑を云ふ

二、毛製品製造業者または反毛業者は、商工大臣指定の統制組合以外より毛櫛櫛を買受けまたは他人所有のものを受入れ得ず

例外——1、軍より受入れるとき

2、輸入するとき

3、毛製品製造業者または反毛業者にして毛櫛櫛の販賣業を営むものが、販賣の目的で買受くるとき

4、特別の事情により地方長官の許可を受けたるとき

三、前項の例外の場合を除き、統制組合所屬以外のものは、毛製造業者または反毛業者に毛櫛櫛を販賣し得ず

四、販賣業者は、販賣目的で買受けたる毛櫛櫛を販賣以外の用に供し得ず  
五、必要の場合には、商工大臣は販賣價格及び期限を定め、毛櫛櫛所有者に對しこれを統制組合へ賣却することを命ずることあり

「毛櫛櫛配給統制規則第一條ノ規定ニ依ル統制組合指定ノ件」

昭和十四年二月二十四日商工省告示第三十六號

指定統制組合

日本毛織再生原料商業組合

## 第四、價格に關する統制

「物品販賣價格取締規則」(前掲三、四頁参照)

「物品販賣價格取締規則第一條ノ規定ニ依ル物品及年月日指定ニ關スル件」(前掲三頁参照)

要旨

適用品目中、左の物品は、但書の例外の場合を除き、昭和十三年六月二十八日の販賣價格を超えて販賣することを得ず

一、羊毛、山羊毛または駱駝毛を原料とする絲

一、前項の絲を原料とする織物及莫大小

「物品販賣價格取締規則施行ニ關スル取扱方ニ關スル件」(前掲四頁参照)

「物品販賣價格取締規則第三條但書ノ規定ニ依ル場合指定ノ件」(前掲四頁参照)

「物品販賣價格取締規則中改正省令施行ニ關スル取扱方ニ關スル件」(前掲四頁参照)

「毛絲販賣價格取締規則」(臨時措置法に基く)

昭和十三年八月二十四日商工省令第七十五號

昭和十四年一月九日商工省令第二號改正

昭和十三年八月二十四日商工省告示第二百四十八號

「毛絲販賣價格取締規則第一條第二項ノ規定ニ依リ毛絲ノ種類及最高價格ニ關スル件」

昭和十三年八月二十四日商工省令第七十五號

昭和十四年一月九日商工省令第二號改正

昭和十三年十一月二十二日商工省告示第三百三十七號改正

「毛絲販賣價格取締規則施行ニ關スル件」

一三調第四七三號臨時物資調整局次長通牒

「暴利取締令」(前掲七頁参照)

適用品目中

羊毛、其他の鳥獸毛

毛絲、毛布帛及びその他の毛製品、毛製被服及身廻用細貨類

## 第五、統制團體

### 一、輸出入に關する主要統制團體

日本羊毛輸入統制協會

日本毛糸輸出組合

### 二、生産・加工に關する主要統制團體

日本羊毛工業會

日本毛織物輸出組合

大日本毛織物工業組合聯合會——紡工聯

大日本莫大小製造工業組合聯合會——毛工聯

### 三、配給に關する主要統制團體

織維配給協議會

内需毛製品需給調整協議會

日本毛糸元賣卸商業組合聯合會

日本毛織物元賣商業組合

## 第三類 パルブ(人絹およびス・フ用)に關する統制

法 令

「重要物資在庫數量調査規則」(前掲三頁参照)

適用品目中——人絹用パルブ(セロファン用を含む)

調査票提出義務者——輸入業者

統制

人絹リンク制——(第四類 人絹に關する統制の項参照)  
ス・フリンク制——(第五類 ス・フに關する統制の項参照)

### 第一、輸出入に關する統制

### 第二、生産に關する統制

### 第三、國內配給に關する統制

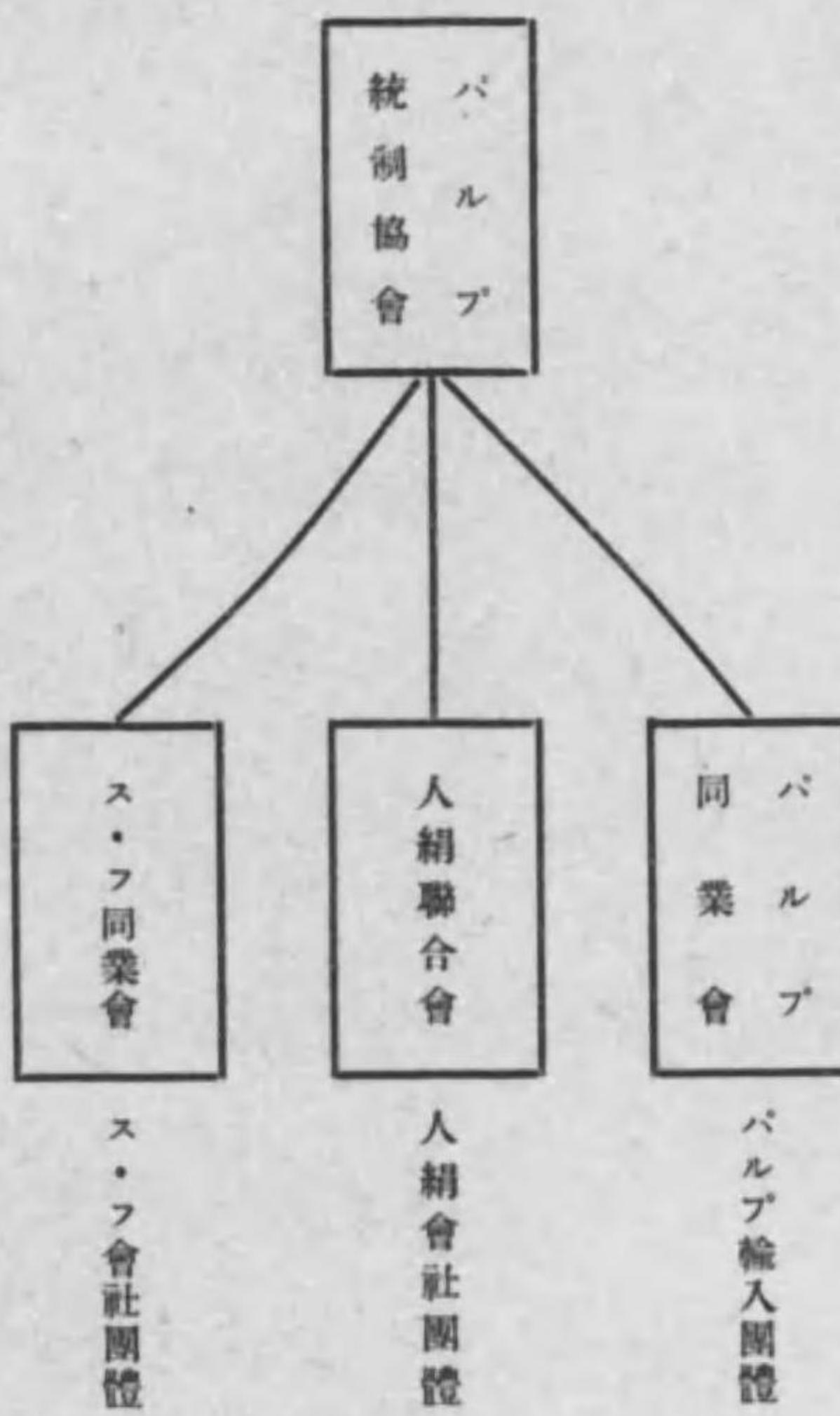
### 第四、價格に關する統制

「暴利取締令」(前掲七頁参照)

適用品目中——パルブ

## 第五、統制團體

人絹バルブ統制協會  
バルブ調整組合



## 第四類 人絹に關する統制

### 第一、輸出入に關する統制

法令

「重要物資在庫數量調査規則」(前掲三頁参照)

適用品目中——人絹用バルブ(セロファンを含む)

調査票提出義務者——輸入業者

統制

人絹リンク制

説明

同業者自治統制

昭和十三年七月二十二日、官民協議會(商工省、人絹聯、人絹工聯、人商聯、人絹輸聯)にて決定の人絹製品輸出振興策

に基く自治的統制

実施期

人絹糸——昭和十三年七月一日

人絹織物——昭和十三年十月一日

リンク商品

輸出 || 人絹糸(個人リンク)  
人絹布(團體リンク)

人絹雜品および布帛製品(個人リンク)

人絹入メリヤス(個人リンク)

輸入 || バルブ

リンクの性質

1、輸出義務 || 輸入権利制

- 2、人絹糸 個人リンク制  
人絹織物 團體リンク制  
3、數量リンク制

#### 關係團體

(人絹バルプ統制協會)  
(バルプ調整組合)

日本人絹聯合會  
日本輸出絹人絹商業組合聯合會  
日本人造絹織物工業組合聯合會  
日本絹織物工業組合聯合會

#### リンク方法

人絹糸 輸出免狀入手の人絹會社にバルプ輸入権生ず  
人絹織物 人絹工聯所屬組合員が製品を、輸聯所屬組合員および日本輸出布帛製品株式會社に引渡  
したる時、バルプ輸入権が人絹聯合會に生ず

#### リンク割當率

1、人絹糸 百封度につきバルプ百四十封度  
2、人絹製品 含有人絹糸百封度につきバルプ百五十五封度

#### 輸出義務期間

輸出商責付

人絹糸 個々の契約

人絹織物 輸出組合員 一ヶ年

(從つて人絹工聯より人商聯に引渡しの時は、この規定は適用されず)

#### 輸出相手國

圓プロツク向輸出除外

#### 制限

見返りバルプの内地向流用禁止

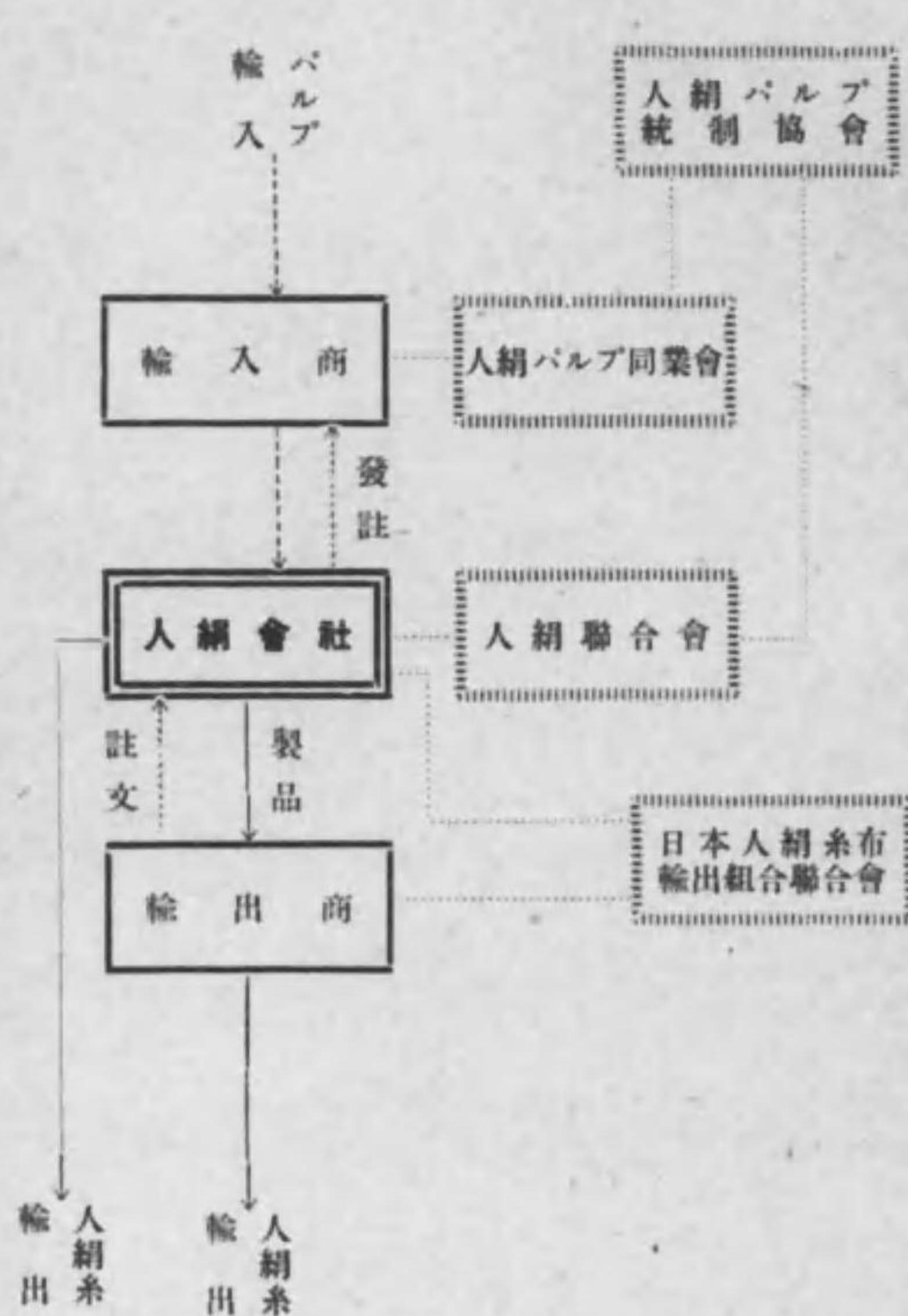
在荷制限量を超えた製品保有者には過怠金または取引停止

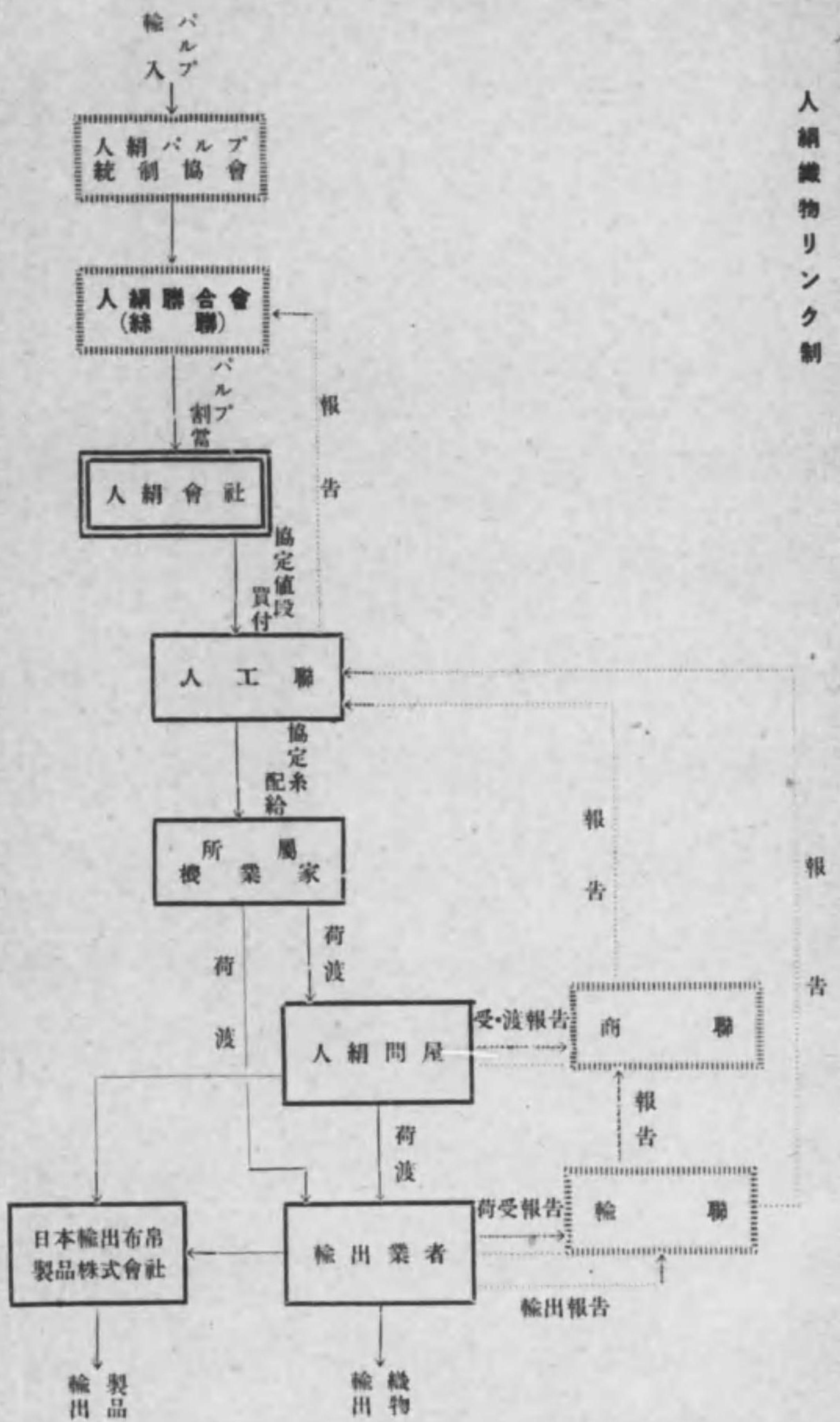
#### 手持數量規定

1、輸聯組合員 商聯組合員を兼ねるものにも、昭和十三年一月——五月各月平均輸出數量の二ヶ  
月分

2、人商聯組合員 輸聯組合員を兼ねるものにも、昭和十三年一月——五月の各月平均輸出數量の  
二ヶ月分を、輸聯組合員保持數量の總和に按分比例せしめたる數量

#### 人絹糸リンク制





## 第一、生産に關する統制

「重要物資在庫數量調査規別」(前掲三頁参照)

(適用品目中——人綿用バルブ(セロファン用を含む))

調査票提出義務者——原料とする製造業者

「織維工業設備ニ關スル件」(前掲四頁参照)

「織維工業設備ニ關スル件 第二項ニ依ル製造機械指定ニ關スル件」(前掲四頁参照)

「織維工業設備ニ關スル件 施行ニ關スル件」(前掲四頁参照)

「織維工業設備ニ關スル件 施行ニ關スル件」(前掲五頁参照)

「各種織物ノ織維別種類ニ關スル件」(前掲五頁参照)

「人造絹絲ノ太サ制限ニ關スル件」——(臨時措置法に基く)

実施期日——昭和十三年七月二十三日商工省令第六十四號

実施期日——昭和十三年七月二十五日

### 要旨

人造絹糸の太さの制限  
ビス——一二〇、一五〇、二〇〇、二五〇、三〇〇デニール

マルチ艶有——七五、一〇〇、一二〇デニール

マルチ艶消——七五、一〇〇、一二〇、一五〇デニール

ベンベルグ——三〇、四〇、六〇、七五、一〇〇、一二〇、一五〇デニール

テザ——四〇、六〇、七五、一〇〇、一二〇、一五〇デニール

例外——1、圓プロツク外の輸出品

2、地方長官の許可を受けたる場合

## 第三、國內配給に關する統制

「重要物資在庫數量調査規則」(前掲三頁参照)

適用品目中——人絹用パルブ(セロファンを含む)  
調査票提出義務者——販賣業者

「人造絹絲販賣價格取締規則」——(臨時措置法に基く)

昭和十三年七月二十三日商工省令第六十九號

昭和十四年一月九日商工省令第四號改正

要旨 指定人造絹絲の六ヶ月以上の先物賣買の禁止

「絲配給統制規則」(前掲五頁参照)

「絲配給統制規則第一條第一項ノ規定ニ依ル絲指定ノ件」(前掲五頁参照)

指定配給統制系中——人造絹絲

「絲配給統制規則第一條第一項ノ規定ニ依ル團體指定ノ件」(前掲五、六頁参照)

## 第四、價格に關する統制

「物品販賣價格取締規則」(前掲三頁参照)

「物品販賣價格取締規則第一條ノ規定ニ依り物品及年月日指定ニ關スル件」(前掲三、四頁参照)

要旨 商工大臣指定物品中——人造絹絲およびその製品

商工大臣指定年月日——昭和十三年六月二十八日

右物品の價格は右指定年月日の價格を超えて販賣し得ず

「物品販賣價格取締規則施行ニ關スル取扱方ニ關スル件」(前掲四頁参照)

「物品販賣價格取締規則第三條但書ノ規定ニ依ル場合指定ノ件」(前掲四頁参照)

「物品販賣價格取締規則中改正省令施行ニ關スル取扱方ニ關スル件」(前掲四頁参照)

「人造絹絲販賣價格取締規則」——(臨時措置法に基く)

昭和十三年七月二十三日商工省令第六十三號

實施期日——昭和十三年七月二十五日

昭和十四年一月九日商工省令第四號改正  
實施期日——昭和十四年一月九日

### 要旨

商工大臣告示の種類の人造絹絲は、告示の最高價格を超えて販賣し得ず

例外——輸出(圓ブロツク向輸出を除く)の場合、または、商工大臣の許可の場合

「人造絹絲販賣價格取締規則第一條第二項ノ規定ニ依リ人造絹絲ノ種類及最高價格指定ニ關スル件」

昭和十三年七月二十三日商工省告示第百九十九號

「人造絹絲ノ種類及最高價格指定中改正ノ件」

昭和十四年一月四日商工省告示第二號

「人造絹絲ノ種類及最高價格指定中改正ノ件」

昭和十四年三月一日商工省告示第四十一號

「暴利取締令」(前掲七頁参照)

適用品目中

人絹絲、人絹布帛およびその他の人絹製品

人絹製被服および身廻用細貨類

## 第五、統制團體

一、輸出入に關する主要統制團體

人絹パルブ統制協會

バルブ調整組合

バルブ同業會

日本絹織合會——絲聯

日本絹人絹絲布輸出組合聯合會——人絲聯

日本輸出絹人絹商業組合聯合會——人商聯

日本人造絹織物工業組合聯合會——人工聯

日本絹織物工業組合聯合會——絹工聯

日本絹織物工業組合聯合會——絹工聯

**二、生産に關する主要統制團體**

日本人紡聯合會

日本人造紡織物工業組合聯合會——人工聯

日本紡織物工業組合聯合會——紡工聯

日本輸出機物染色工業組合聯合會——染工聯

**三、配給に關する主要統制團體**

機械配給協議會

日本人紡糸元賣商業組合

(全國人紡特約店組合聯合會)

**第五類　ス・フに關する統制****第一、輸出入に關する統制**

法 令

「重要物資在庫數量調査規則」(前掲三頁參照)

適用品目中——人絹用バルブ(セロファン用を含む)

調査票提出義務者——輸入業者

統 制

ス・リンク制

同業者自治統制

昭和十三年十月一日に週及實施

リンク商品

輸出 || ス・フ製品(ス・フ、ス・フ糸、ス・フ織物、その他のス・フ製品)

輸入 || バルブ

リンクの性質

輸出義務 || 輸入権利制

個人リンク制——主體、製造業者

数量リンク制

(人絹バルブ統制協會)

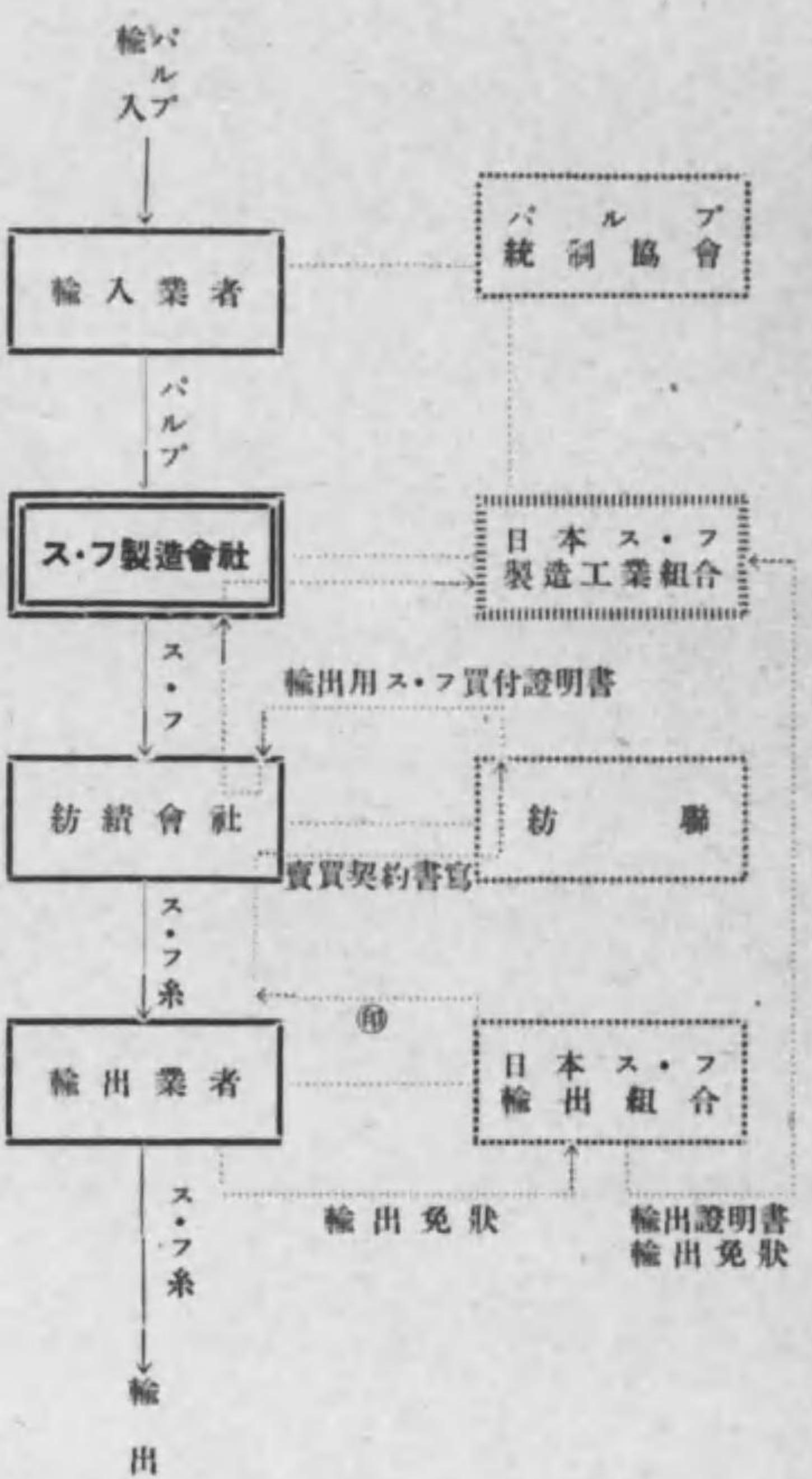
(バルブ調整組合)

大日本紡績聯合會

日本ス・フ紡績工業組合

## 第一、生産に關する統制

「重要物資在庫數量調査規則」(前掲三頁参照)  
適用品目中——人絹用バルブ(セロファン用を含む)  
調査票提出義務者——原料とする製造業者



ス・フリンク制 (一例)  
紡聯關係のス・フ系リンク制

- 日本ス・フ製造工業組合  
日本ス・フ輸出組合  
日本紺人紺糸布輸出組合  
日本綿糸布輸出組合聯合會  
日本對印雜貨輸出組合聯合會
- リンク方法
- 1、ス・フ、ス・フ糸——輸出せられたる時
  - 2、ス・フ織物——人絹輸聯、綿輸聯にス・フリヤス會社にス・フ糸、布の引渡された時、夫々、ス・フ製造會社に輸入權生す
  - 3、ス・フ織物百封度につき、バルブ百六十封度
  - 4、ス・フメリヤス同製品  
ス・フ含有タオル、ス・フ含有雜品、百封度につき バルブ百四十五封度
- 輸出相手國  
圓ブロツク向輸出除外
- 條件規定
- 1、輸出免狀の轉賣禁止
  - 2、ス・フ製品の範圍
    - 1、ス・フ
    - 2、ス・フ糸(混紡または混撚糸を含む)
    - 3、ス・フ織物(交織物を含む)
    - 4、ス・フ莫大小(混編物を含む)
    - 5、ス・フ含有のタオル及同雜品

「織維工業設備ニ關スル件」（前掲四頁参照）

「織維工業設備ニ關スル件第二項ニ依ル製造機械指定ニ關スル件」（前掲四頁参照）

「織維工業設備ニ關スル件施行ニ關スル件」（前掲四頁参照）

「各種織物ノ織維別種類ニ關スル件」（前掲五頁参照）

「ステーブル・ファイバー絲ノ番手制限ニ關スル件」

昭和十三年六月十五日商工省令第三十二號

実施期日——昭和十三年六月十八日

#### 要旨

ス・フ絲の番手を次の通り制限——

單糸——英式番手 一〇、一六、二〇、三〇、四〇

双糸——同 二〇、三〇、四〇、六〇、八〇

例外——地方長官の許可の場合

「ステーブル・ファイバー及ステーブル・ファイバー絲販賣價格取締規則並ニステーブル・ファイバー絲番手制限ニ關スル件施行ニ關スル件」

一三調第一〇六號臨時物資調整局次長通牒

## 第三、國內配給に關する統制

「米配給統制規則」（前掲五頁参照）

「米配給統制規則第一條第一項ノ規定ニ依ル絲指定ノ件」（前掲五頁参照）

指定配給統制系中——ステーブル・ファイバー絲

「米配給統制規則第一條第一項ノ規定ニ依ル團體指定ノ件」（前掲五頁参照）

「ステーブル・ファイバー及ステーブル・ファイバー絲販賣價格取締規則」——（臨時措置法に基く）

昭和十三年六月十五日商工省令第三十一號

実施期日——昭和十三年六月十八日

## 第四、價格に關する統制

昭和十四年一月九日商工省令第三號改正  
実施期日——昭和十四年一月九日

#### 要旨

指定ス・フ、および、ス・フ絲は五ヶ月以上

の先物賣買を禁ず

例外——輸出の場合または商工大臣の許可を得たる場合

「物品販賣取締規則」（前掲三、四頁参照）

「物品販賣價格取締規則第一條ノ規定ニ依リ物品及年月日指定ニ關スル件」（前掲三、四頁参照）

要旨 商工大臣指定物品中——ス・フ絲、および、その製品

商工大臣指定年月日——昭和十三年六月二十八日

右物品の價格は右指定年月日の價格を超えて販賣し得ず

「物品販賣價格取締規則施行ニ關スル取扱方ニ關スル件」（前掲四頁参照）

「物品販賣價格取締規則第三條但書ノ規定ニ依ル場合指定ノ件」（前掲四頁参照）

「物品販賣價格取締規則中改正省令施行ニ關スル取扱方ニ關スル件」（前掲四頁参照）

「ステーブル・ファイバー及ステーブル・ファイバー絲販賣價格取締規則」——（臨時措置法に基く）

昭和十三年六月十五日商工省令第三十一號

実施期日——昭和十三年六月十八日

昭和十四年一月九日商工省令第三號改正

実施期日——昭和十四年一月九日

「ステーブル・ファイバー及ステーブル・ファイバー絲販賣價格取締規則並ニステーブル・ファイバー絲ノ番手制限ニ關スル件施行ニ關スル件」

一三調第一〇六號臨時物資調整局次長通牒

「ステーブル・ファイバー及ステーブル・ファイバー絲販賣價格取締規則第一條第二項ノ規定ニ依リステーブル・ファイバー及ステーブル・ファイバー絲ノ種類及最高價格ニ關スル件」

昭和十三年六月十五日商工省告示第百六十號

昭和十三年八月五日商工省告示第二百二十九號改正

昭和十三年八月十五日商工省告示第二百四十號改正

昭和十三年九月二日商工省告示第二百五十七號改正

昭和十三年十月二十七日商工省告示第三百十四號改正

昭和十三年十二月十日商工省告示第三百五十九號改正

#### 要旨

「ステーブル・ファイバー及ステーブル・ファイバー絲ノ種類及最高價格中改正ノ件」

昭和十四年一月四日商工省告示第一號

「ステーブル・ファイバー及ステーブル・ファイバー絲ノ種類及最高價格中改正ノ件」

昭和十四年二月一日商工省告示第二十一號

「ステーブル・ファイバー及ステーブル・ファイバー絲ノ種類及最高價格中改正ノ件」

昭和十四年三月一日商工省告示第四〇號

「暴利取締令」(前掲七頁参照)

#### 適用品目中

ス・フ、および、ス・フ絲は、商工大臣指定の最高價格を超ゆるを得ず  
ス・フ製被服および身廻用細貨類

#### 第一、輸出入に關する主要統制團體

人絹バルブ輸入統制協會  
バルブ調整組合

#### 第五、統制團體

##### 一、輸出入に關する主要統制團體

人絹バルブ輸入統制協會  
バルブ調整組合

##### 二、生産に關する主要統制團體

(大日本人造纖維工業會)  
日本ス・フ製造工業組合  
日本ス・フ紡績工業組合  
日本人造紡織物工業組合聯合會  
日本ス・フ紡績工業組合聯合會  
日本紡織物工業組合聯合會  
日本ス・フ紡織物染色工業組合聯合會  
日本輸出紡織物染色工業組合聯合會——染工聯  
日本輸出紗物工業組合聯合會  
日本ス・フ機物浸染工業組合聯合會

##### 三、配給に關する主要統制團體

織維配給協議會  
日本ス・フ元賣商業組合  
日本人織糸元賣商業組合  
日本綿糸卸商業組合聯合會  
大阪綿糸卸商業組合  
大阪人絹織物卸商業組合

# 第六類 麻に關する統制

## 第一、輸出入に關する統制

法令

「臨時措置法」（前掲一頁参照）

「臨時輸出入許可規則」（前掲二頁参照）

要旨

輸出制限品目中

別表甲號中

苧麻、ラミー、黃麻

屑もしくは故の麻纖維、麻屑織絲、麻屑絲  
故の麻線、麻繩索、麻組紐、麻組繩（トリムミングに屬するものを除く）  
麻の櫛撻

「重要物資在庫數量調査規則」（前掲三頁参照）

適用品目中——亞麻、苧麻、ラミー、マニラ麻、黃麻

調査票提出義務者——輸入業者

統制

同業者自治統制

昭和十三年六月一日より實施

リンク商品

輸入＝輸出和紙

リンクの性質

輸出義務制　團體リンク制　主體、和紙輸出振興會  
数量リンク制

#### 關係團體

和紙輸出振興會　日本マニラ麻工業組合聯合會

日本黃麻工業組合（設立中）

#### リンク方法

- 1、原料の配給は輸出和紙の受註者に對して行はれる
- 2、原料の配給は、和紙輸出振興會發行の配給票に對して行はれる
- 3、輸出證據書類を和紙輸出振興會に提出、同會より主務省にこれを報告、逐次、原料マニラ麻の輸入許可を受く

#### リンク割當率

製品百貫に付原料依數	團體原紙	水性用紙布原紙	機械製典具帖紙
紙布用原紙	A四・〇〇	B三・〇〇	コロンベーバ
軸原紙	四・九〇	A一・四〇	二・一〇
コッピー紙	六・二五	C六・二五	三・五〇
テープ類	C二・一〇	六・二五	鳥ノ子紙

（一俵は二百斤——三十二貫入り）

#### 義務規定

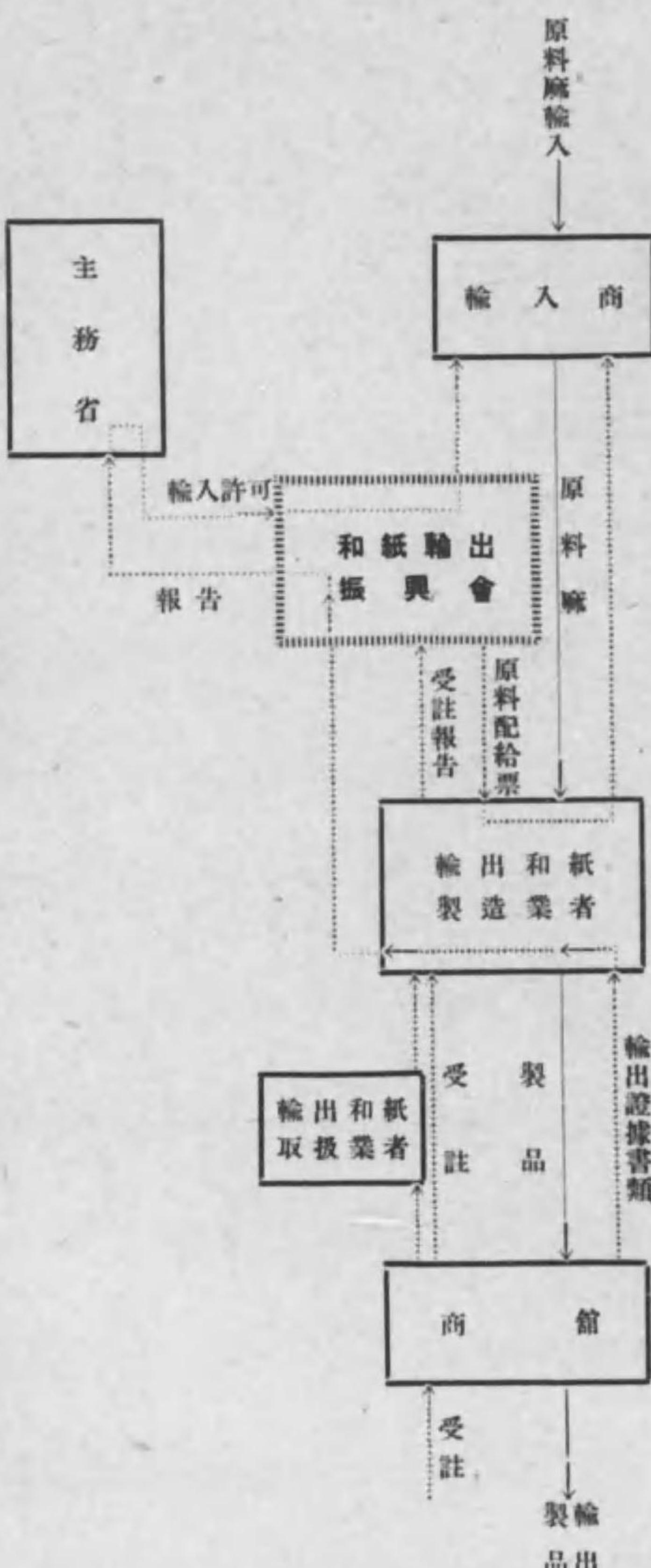
- 甲、輸出用として配給せられたマニラ麻による製品輸出期間は左の如し
- 1、軸體、コッピーブック等の加工品に使用されたるもの 四ヶ月
  - 2、紙布用として使用されたるもの 三ヶ月
  - 3、紙のまゝ輸出されたるもの 二ヶ月

乙、輸出用として配給せられたマニラ麻は、これを他の目的に使用し、または、轉賣することを得ず、  
違反したものは配給停止

輸出相手國

開ブロツク向輸出除外

#### 麻（和紙）リンク制



## 第二、生産に關する統制

「重要物資在庫數量調査規則」（前掲三頁参照）

適用品目中——亞麻、苧麻、ラミー、マニラ麻、黃麻

調査票提出義務者——當時月額五千斤以上を原料とする製造業者

「各種織物ノ纖維別種類ニ關スル件」（前掲五頁参照）

## 第三、國內配給に關する統制

「重要物資在庫數量調査規則」（前掲三頁参照）

適用品目中——亞麻、苧麻、ラミー、マニラ麻、黃麻

調査票提出義務者——當時月額五千斤以上を販賣する販賣業者

## 第四、價格に關する統制

「物品販賣價格取締規則」（前掲三頁、一七頁参照）

「物品販賣價格取締規則ニ關スル取扱方ニ關スル件」（前掲四頁参照）

「物品販賣價格取締規則第一條ノ規定ニ依ル物品及年月日指定ノ件」（前掲三、四頁、一七頁参照）

要旨  
商工大臣指定物品中、左の物品は、指定年月日の販賣價格を超えて販賣し得ず

指定物品中——麻製品

指定年月日——昭和十三年七月八日

指定物品——大麻

指定年月日——昭和十三年八月十七日

「物品販賣價格取締規則第三條但書ノ規定ニ依ル場合指定ノ件」（前掲四頁参照）

「物品販賣價格取締規則中改正省令施行ニ關スル取扱方ニ關スル件」（前掲四頁参照）

「暴利取締令」（前掲七頁参照）

適用品目中——麻、麻糸、麻布帛、および、麻製品、麻製被服及身廻用細貨類、紙およびその製品

## 第五、統制團體

一、輸出入に關する主要統制團體

和紙輸出振興會

日本マニラ麻綱工業組合聯合會

二、生産に關する主要統制團體

日本マニラ麻工業組合聯合會

日本黃麻工業組合（設立中）

三、配給に關する主要統制團體

## 第七類 絹に關する統制

第一、輸出入に關する統制

第二、生産に關する統制

### 第三、國內配給に關する統制

五四

#### 第四、價格に關する統制

「物品販賣價格取締規則第一條ノ規定ニ依ル物品及年月日指定ノ件改正ノ件」  
昭和十四年三月四日商工省告示第四十七號

要旨  
左の物品は、商工大臣の指定年月日における販賣價格を超えて販賣し得ず

指定物品中——紡織物、および、その他の紡製品

例外——同規則第一項の二または第一項の三に該當するもの

指定年月日——昭和十四年一月十日

参照  
この改正の原規則は左の通り

「物品販賣價格取締規則」——(前掲三、四頁参照)

「物品販賣價格取締規則第一條ノ規定ニ依ル物品及年月日指定ノ件」

昭和十三年七月二十八日商工省告示第二百八號

昭和十三年八月六日商工省告示第二百三十號改正

昭和十三年八月十九日商工省告示第二百四十五號改正

昭和十三年八月二十四日商工省告示第二百四十九號改正

昭和十三年九月三日商工省告示第二百五十八號改正

昭和十三年十月八日商工省告示第二百九十四號改正

昭和十三年十月十八日商工省告示第三百號改正

昭和十三年十月二十七日商工省告示第三百十三號改正

昭和十三年十二月十三日商工省告示第三百六十號改正

#### 第五、統制團體

五五

「暴利取締令」(前掲七頁参照)  
適用品目中——絹布帛およびその他の紡製品(生糸を除く)  
紡製被服および身廻用細貨類

# 附錄 統制經濟關係法規一覽

この附錄に収めた統制經濟關係法規一覽は、支那事變後に出てたる直接の統制諸法規である。従つて、事變以前から、引續き存在するものは省略した。例へば、重要產業統制法、貿易組合法、工業組合法、商業組合法の如きその例である。

## 國家總動員法

### 「國家總動員法」

昭和十三年三月三十一日法律第五十五號

本法施行ノ期日ハ、勅令ヲ以テ定ム

### 「國家總動員法施行期日ニ關スル件」

昭和十三年五月三日勅令第三百五十五號

國家總動員法ハ、昭和十三年五月五日ヨリ之レヲ施行ス

### 「國家總動員審議會官制」

昭和十三年五月三日勅令第三百五十九號

### 「總動員補償委員會規程」

昭和十三年七月一日法律第四百七十四號

### 「工場事業管理令」

昭和十三年五月三日勅令第三百五十八號

### 「陸軍軍需監督官令」

昭和十三年一月十四日勅令第三十號

## 資金調整關係法規

### 「臨時資金調整法」

昭和十二年九月十日法律第八十六號

### 「臨時資金調整法施行令」

昭和十二年九月十日法律第八十六號

### 「臨時資金調整法施行令」

昭和十二年九月十日法律第八十六號



件

昭和十三年八月一日商工省令第二百二十七號

「白金使用制限規則」

昭和十二年十二月二十八日商工省令第三十六號

「白金使用制限規則運用方針ニ關スル本省通牒抜革」

昭和十二年十二月二十八日商工省通牒第2108號

「船・亞船・錫等使用制限規則」

昭和十三年七月九日商工省令第五十一號

「鐵屑配給統制規則」

昭和十三年十一月二十一日商工省令第九十七號

「鐵屑配給統制規則第二條ノ規定ニ依ル統制會社指定ニ關スル件」

昭和十三年十一月二十四日商工省告示第三百四十二號

「鋼・船・錫等配給統制規則」

昭和十三年十一月二十二日商工省令第九十九號

「鋼・船・錫等配給統制規則第一條ノ規定ニ依ル統制團體指定ニ關スル件」

昭和十三年十一月二十二日商工省告示第三百三十八號

「鋼・船・錫等配給統制規則第二條第一項ノ規定ニ依ル統制組合指定ニ關スル件」

昭和十三年十一月二十二日商工省告示第三百三十九號

「銅・船・錫等配給統制規則第四條ノ規定ニ依ル統制會社指定ニ關スル件」

昭和十三年十一月二十二日商工省告示第三百四十號

「鋼・船・錫等配給統制規則第二條第一項ノ規定ニ依ル統制組合指定ニ關スル件」

昭和十三年十一月二十一日商工省告示第三百三十九號

「銅・船・錫等配給統制規則第四條ノ規定ニ依ル統制會社指定ニ關スル件」

昭和十三年十一月二十二日商工省告示第三百三十九號

「皮革配給統制規則第七條ノ二第一項ノ規定ニ依ル團體指定ニ關スル件」

昭和十三年十一月二十八日商工省告示第三百四十九號

「皮革配給統制規則第五條ノ規定ニ依ル輸入業者指定ニ關斯ル件」

昭和十三年十一月二十八日商工省告示第三百四十九號

「皮革配給統制規則第七條ノ三ノ規定ニ依ル輸出業者指定ニ關斯ル件」

昭和十三年十一月二十八日商工省告示第三百四十九號

## 第五 化 學 製 品

「臨時肥料配給統制法」

昭和十二年九月十日法律第九十一號

「臨時肥料配給統制法施行令」

昭和十二年十一月二十二日勅令第六百六十九號

「臨時肥料配給統制法施行期日ニ關スル件」

昭和十二年十一月二十二日勅令第六百六十八號

「肥料配給統制規則」

昭和十四年三月二十五日農林商工省令第二號

「皮革配給統制規則」

昭和十三年七月一日商工省令第四十五號

「肥料配給統制規則」

昭和十四年三月二十五日農林商工省令第二號

「皮革配給統制規則」

昭和十三年七月一日商工省令第四十五號

「米松販賣取締規則」

昭和十三年七月九日商工省告示第一百八十二號

「硝酸ノ製造制限ニ關スル件」

昭和十二年十月二十八日商工省令第二十七號

「米松販賣取締規則制定ノ趣旨其ノ他ニ關スル件」

昭和十二年十月二十八日商工省令第二十七號

「米穀ノ應急措置ニ關スル法律」

昭和十二年九月十日法律第九十號

「米穀ノ應急措置ニ關スル法律」

昭和十二年九月十日法律第九十號

「飼料配給統制法」

昭和十三年三月二十九日法律第九十號

「米穀ノ應急措置ニ關スル法律」

昭和十三年七月九日商工省告示第一百八十二號

「ゴム配給統制規則第三條第一項ノ規定ニ依ル統制團體指定ニ關スル件」

昭和十三年七月九日商工省告示第一百八十二號

「ゴム配給統制規則第三條第一項ノ規定ニ依リゴムノ價格指定期ニ關スル件」

昭和十三年七月九日商工省告示第一百八十五號

「ゴムノ使用制限ニ關スル件」

昭和十三年七月九日商工省令第五十三號

「ゴム靴ノ販賣制限ニ關スル件」

昭和十三年七月九日商工省令第五十四號

## 物價調整關係法規

「暴利ヲ得ルヲ目的トスル物品ノ賣買取締ニ關スル件(暴利取締)」——(本書七頁參照)  
「同上省令ノ取扱方ニ關スル件」——(本書七頁參照)  
「物價委員會令」——(本書六頁參照)  
「地方物價委員會規則」——(本書六頁參照)  
「物價調查委員會」——(本書六頁參照)  
「物價調查委員會施行ニ關スル件」——(本書六、七頁參照)

(照)  
 「物品販賣價格取締規則」——(本書三頁參照)  
 「物品販賣價格取締規則施行ニ關スル取扱方ニ關スル件」  
 | (本書四頁參照)  
 「物品販賣價格取締規則第三條但書ノ規定ニ依ル場合指定ニ關スル件」——(本書四頁參照)  
 「物品販賣價格取締規則第一條ノ規定ニ依ル物品及年月日指定ニ關スル件」——(本書三、四頁參照)  
 「物品販賣價格取締規則中改正省令施行ニ關スル取扱方ニ關スル件」

「焼寸ノ販賣價格指定ニ關スル件」

昭和十三年十一月十四日商工省告示第三百三十六號

「故又ハ層ノ鐵ノ販賣價格指定ニ關スル件」

昭和十三年九月七日商工省告示第二百六十一號

「織糸販賣價格取締規則」——(本書第一類「價格」の項參照)

「毛糸販賣價格取締規則」——(本書第二類「價格」の項參照)

「毛糸ノ種類及最高價格指定ニ關スル件」——(同前)

「ステー・ブル・ファイバー及ステー・ブル・ファイバー絲販賣價格取締規則」——(本書第五類「價格」の項參照)

「ステー・ブル・ファイバー及ステー・ブル・ファイバー糸ノ種類及最高價格ニ關スル件」——(同前)

「ステー・ブル・ファイバー及ステー・ブル・ファイバー糸ノ種類及最高價格中改正ニ關スル件」——(同前)

「ステー・ブル・ファイバー及ステー・ブル・ファイバー糸ノ種類及最高價格中改正ニ關スル件」——(同前)

「ステー・ブル・ファイバー及ステー・ブル・ファイバー糸ノ種類及最高價格中改正ニ關スル件」——(同前)

「ステー・ブル・ファイバー及ステー・ブル・ファイバー糸ノ種類及最高價格中改正ニ關スル件」——(同前)

「ステー・ブル・ファイバー及ステー・ブル・ファイバー糸ノ種類及最高價格中改正ニ關スル件」——(同前)

「ステー・ブル・ファイバー及ステー・ブル・ファイバー糸ノ種類及最高價格中改正ニ關スル件」——(同前)

「ステー・ブル・ファイバー及ステー・ブル・ファイバー糸ノ種類及最高價格中改正ニ關スル件」——(同前)

「ステー・ブル・ファイバー及ステー・ブル・ファイバー糸ノ種類及最高價格中改正ニ關スル件」——(同前)

## 貿易調整關係法規

「貿易及關係產業ノ調整ニ關スル法律」

昭和十二年八月十三日法律第七十三號

「昭和十二年法律第七十三號第五條ノ規定ニ依リ輸出品又ハ輸入品ニ關スル事業ヲ行フ組合ノ範圍ニ關スル件」

昭和十二年九月二十五日商工農林省令第二號

「貿易審議會官制」

昭和十二年九月二十四日勅令第五百三十二號

「統制協議會規程」

昭和十二年九月二十四日勅令第五百三十二號

「貿易審議會官制」

昭和十二年九月二十四日勅令第五百三十二號

「支那事變特別稅法」

昭和十三年三月二十九日法律第二十八號

昭和十二年八月二十八日法律第八十一號改正

昭和十二年九月十日法律第八十七號改正

「支那事變特別稅法」

昭和十三年三月三十日法律第五十一號

昭和十四年三月三十一日法律第四十八號改正

「臨時租稅措置法」

昭和十三年三月三十日法律第五十二號

昭和十四年三月三十一日法律第五十號改正

## 戰時稅制

「外國爲營管理法」

昭和八年四月二十六日大藏省令第七號

昭和八年五月十八日大藏省令第十二號改正

昭和八年八月八日大藏省令第十九號改正

昭和八年九月二十八日大藏省令第二十六號改正

昭和十一年十一月二十七日大藏省令第三十八號改正

昭和十二年七月七日大藏省令第二十一號改正

昭和十二年十二月十一日大藏省令第五十三號改正

昭和十三年六月四日大藏省令第六十二號改正

昭和十三年十月八日大藏省令第六十二號改正

昭和十三年十月八日大藏省令第六十四號改正

「外國爲營管理法二基ク臨時指揮ニ關スル命令ノ件」

昭和十二年一月八日大藏省令第一號

昭和十二年七月七日大藏省令第二十三號改正

昭和十二年九月二十八日勅令第五百五十一號

「臨時船管規則」

昭和十二年九月二十九日遞信省令第六十九號

「臨時船管委員會官制」

昭和十二年九月三十日勅令第五百七十號

昭和十二年九月三十日勅令第五百七十號

304

237



昭和十四年四月十五日印刷  
昭和十四年四月二十日發行

非賣品

複不許  
製

448

編者 松井辰之助

大阪市南區安堂寺橋通一ノ一

印刷者 濱田正

大阪市南區安堂寺橋通一ノ一

印刷所 濱田印刷

大阪市東區高麗橋三丁目一〇

發行所 株式会社芝川商店  
右代表者 土生重雄  
調査課

終